

保護者様

平成31年1月30日

真岡市立真岡西中学校長 石河 雅規

### インフルエンザ治癒証明書に代わる受診証明書の発行について

厳冬の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。さて、現在、栃木県内ではインフルエンザの感染者が警戒レベルを超え、過去最高となりました。これに伴い、これまで取扱いのあった「治癒証明書」に代わり、芳賀郡市医師会より「インフルエンザ受診証明書」が発行されることになりました。

つきましては、体調不良で医療機関を受診され、インフルエンザと診断された場合は、医療機関にある「インフルエンザ受診証明書」に記入いただくよう医師にお願いしてください。

なお、「インフルエンザ受診証明書」をご提出いただければ、「治癒証明書」は提出していただく必要はありません。

#### 記

##### 1 「インフルエンザ受診証明書」の利用のながれ

(1) 体調不良で医療機関を受診する。



(2) インフルエンザと診断されたら「インフルエンザ受診証明書」を記入してもらう。  
学校にインフルエンザに罹患したことを連絡する。



(3) 発症後5日、かつ、解熱後2日間は出席停止となる。

※「インフルエンザ受診証明書」の裏面に出席停止日数の数え方が記載されています。



(4) 出席停止期間終了後、「インフルエンザ受診証明書」を持参して登校する。

##### 2 注意点

(1) 「インフルエンザ受診証明書」は、インフルエンザと診断された場合のみ利用可能です。インフルエンザ以外の出席停止疾患については、今までと同様に「治癒証明書」が必要です。

(2) 芳賀郡市以外の医療機関では、「インフルエンザ受診証明書」を取り扱っておりません。今までと同様の「治癒証明書」での対応となります。

ご不明な点がありましたら、係（真岡西中 Tel 84-6223 江原）まで、お問い合わせください。